

圧力を下げているので「第22章 自然災害事故 大規模地震発生」の手順書を出さずに出せない東電は、「第1章 原子炉スクラム事故」をこねくり回し「切り貼り」「黒塗り」のインチキ工作を施してそれらしく装い、2011年9月2日に衆院特別委員会に提出した。

本資料は「中身がないので隠す意味がない。」として2011年9月7日に公開された。

1号機 事故時運転操作手順書

2010年 1月16日(102) 3.11の手順書は下記でしょう。

第1章 原子炉スクラム事故

1-1 原子炉スクラム

(B) 主蒸気隔離弁閉の場合

第22章 自然災害事故

22-1 大規模地震発生

(A-1) 大規模地震発生の場合(自動スクラムした場合)

本ドキュメントには、東京電力株式会社またはその他の企業の秘密情報(末特許出願発明、ノウハウ等)が含まれている可能性があります。当社の許可なく本ドキュメントの複製物を作成すること、ならびに本ドキュメントの内容を第三者に開示、公開する行為を禁止します。  
東京電力株式会社 原子力運営管理部

・赤文字は当サイト gemini.to によるコメント

主要項目	当直長(当直副長)	操 作 員 (A)
1. 原子炉スクラム	1. 原子炉スクラム確認	1. 原子炉「スクラム」確認, 報告 (1) 警報 「REACTOR AUTO-SCRAM CHANNEL A」 「REACTOR AUTO-SCRAM CHANNEL B」
6. 原子炉圧力調整	8. SRVによる原子炉圧力制御指示	9. 原子炉圧力上昇時は, SRVを順次「手動開」又は非常用復水器使用により, 原子炉圧力「 Pa」～「 MPa」に維持実施, 報告
7. S/P冷却	9. S/P冷却開始指示	11. 圧力抑制室水温を確認し, CCS A(B)系にてS/P冷却モード「手動起動」実施, 報告
12. 原子炉減圧	2. 原子炉減圧指示	3. 下記いずれかの方法により原子炉減圧実施, 報告 (1) SRV「手動開」 (2) HPCI系テストラインにて「手動起動」(注水不要な場合) (3) 非常用復水器「使用」  原子炉冷却材温度変化率 55℃/h 以下
		4. 原子炉圧力 4.14MPa 以下 ← 切り取られている。

上記「切り貼り」は、非常用復水器を減圧途中の 4.5MPa でなぜ停止させたのかの理由説明のためのインチキ工作である。「原子炉冷却材温度変化率 55℃/h 以下」と手順書に書かれているので、それを守るために停止させたというのがその理由である。でも、上記「切り貼り」は何か変である。「原子炉減圧」とあるが東電の提出資料では「何」MPaまで下げる指示なのか数値が分からない。「4. 原子炉圧力 4.14MPa 以下」の行が切り取られていた。なぜ切り取ったのか？  
実際の運転では、その後、圧力を下げるところか 7 MPaまで上昇させており、そのこととの整合性が取れないからである。誤魔化しの手順書をさらに誤魔化すという、なんと表現したら良いのか分からない誤魔化しである。

本手順書は、事故時運転操作手順書の原子炉スクラム(主蒸気隔離弁閉)対応の手順のうち、非常用復水器及びS/P冷却モードに関する手順の抜粋となります。

「事故原因の徹底的検証のための資料の提出」を求められた東電は、お茶を濁すためにインチキ工作を施した「第1章」を提出したのです。

東電にコケにされ、木で鼻をくられた衆院特別委員会は「不誠実の誹りを免れない」「誠に遺憾である」と怒り、更なる各種説明資料の提出を東電に要求することに成ったのであります。

その怒りの「書類提出要求」については下方の黒塗り手順書(pdf抜粋2枚)の後に添付してあります。

下方、黒塗りの手順書参照↓

本ドキュメントには、東京電力株式会社またはその他の企業の秘密情報(特許情報、開発、ノウハウ等)が含まれている可能性があります。当社の許可なく本ドキュメントの内容を複製すること、ならびに本ドキュメントの内容を第三者に開示、公開する行為を禁止します。  
東京電力株式会社 原子力運営管理部

1号機 事故時運転操作手順書  
2010年 1月16日 (102)

項目	操作	作 業	員 (B)	備 考
	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]

1-1B-11

ここだけ塗りつぶすと不自然なので、ほぼ全面を黒塗りにした。  
塗りつぶされている → (11)圧力抑制室水温 「32℃以下」

1号機 事故時運転操作手順書  
2010年 1月16日 (102)

項目	当直長 (当直副長)	操 作	員 (A)
	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]

1-1B-10



# 東電にコケにされた衆院特別委員会の 「怒り(次頁)の書類提出要求」

衆科委177閉第5号

平成23年9月12日

経済産業大臣臨時代理  
藤村 修 殿

衆議院科学技術・イノベーション推進特別委員長  
川内 博 史

## 書類提出要求について

衆議院科学技術・イノベーション推進特別委員会理事会の協議に基づき、下記書類の提出を要求いたします。

### 記

科学技術、イノベーション推進の総合的な対策に関する件の調査に関して

(書類については別紙参照)

政府は、事故原因の徹底的検証のため、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条及び電気事業法第106条に基づき、東京電力株式会社から別紙の事項を含む報告を徴収し、それを9月22日(木)、本委員会に提出することを要請する。

地震発生後、冷やすべき圧力容器を冷やさずに、冷やさなくてもよい格納容器を冷やしているんだから、そりゃ、挙動が不自然ですよ。やってることが、逆ですよ。  
(別紙)

衆議院科学技術・イノベーション推進特別委員会においては、平成23年3月11日に発災した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に伴う様々な事象について審議を進めてきたところである。

とりわけ地震発生から津波が到達するまでの間に、同原子力発電所で起きた事象を解明する必要から、特に、非常用復水器及び格納容器スプレーの挙動について不自然な点が指摘されていることもあり、去る8月26日、9月2日及び同月7日に経済産業省を通じて東京電力株式会社に対し、資料提出を要求したところである。

しかるに、当委員会理事会に提出された資料は、ほとんどの文言が黒く塗り潰され判読不可能なものであり、回答があった項目についても詳細な説明を欠くなど、不十分・不誠実の誹りを免れないものであった。また、政府の事故調査・検証委員会には、塗り潰しのない文書を開示しているとの報道もあり、これが事実だとすると、誠に遺憾である。

よって、経済産業大臣は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条及び電気事業法第106条に基づき、東京電力株式会社から以下の事項を含む報告を徴収し、それを本委員会に提出することを要請する。

- 1 東京電力福島第一原子力発電所の「事故時運転操作手順書」に加えてシビアアクシデント発生時における手順書
- 2 同発電所1号機についてのGE社の非常用復水器の設計時における性能計算書及び操作マニュアル
- 3 直近に事故時運転操作手順書を改訂した2010年1月16日及び同年7月7日に1号機で行われていた作業内容



東電を指導監督し事故の原因究明の先頭に立ち国民に全てを明らかにしなければならない立場にありながら、衆院特別委員会にせつつかれた経済産業省は、

(別紙)

○「1」及び「4」の一部について

経済産業省では、同年9月27日付け平成23・09・26原第23号をもって、東京電力株式会社に対し、東京電力株式会社福島第一原子力発電所第1号機、第2号機及び第3号機の各号機ごとに、事故時運転操作手順書（事象ベース）、事故時運転操作手順書（徴候ベース）及び事故時運転操作手順書（シビアアクシデント）について報告徴収を行い、同年9月28日までにこれら手順書の提出を受けていますが、このうち、東京電力株式会社福島第一原子力発電所第1号機、第2号機及び第3号機の事故時の操作に直接関係する部分及びその関連部分以外の部分について、これまで提出した事故時の操作に直接関係する部分及びその関連部分と併せて、別添1、別添2及び別添3のとおり提出します。 ← 経済産業省からの全面提出は12月20日(後出)。

○「2」について

独立行政法人原子力安全基盤機構が実施した非常用復水器作動時の原子炉挙動解析結果及び東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉設置（変更）許可申請書のうち第1号機の非常用復水器の設計仕様の記述部分について、別添4のとおり提出します。

○その他

これまで提出した資料も踏まえた、原子力安全・保安院における事故調査の現状について、別添5のとおり資料を提出します。

→ 経済産業省は、

1号機の事故時運転操作手順書「第22章 自然災害事故 大規模地震発生 津波発生」を含む全ての手順書を2011年9月28日に手にした。

経済産業省が、前出の東電の「切り貼り」「黒塗り」のインチキに気付かぬはずがない。

ムムムムムムムムムムムムムムムムムム。

3.11に手順書「第22章 自然災害事故 大規模地震発生 津波発生」が関係無いはずがない。

ムムムムムムムムムムムムムムムムムム。

さあ、東電をどう指導監督する、経済産業省。

以下。次項目関連議事録43ページ抜粋

別添3 でございますけれどもこちらの方は東京電力の方から先週の21日に提出頂いた1号機に関する運転操作手順書の適応状況でございます。これは実際に3月に1号機で事故時に行われた実際の操作と手順書の記載内容についてどういった手順書が適応されていたのかというのを比較できるものとして、東京電力の方に私どもの方から作成を指示いたしまして提出して頂いたというものでございます。